

関係法令の概要

目次

I. 児童の権利条約

- 少年院法, 少年鑑別所法
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律
- 家事事件手続法
- 犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則
- 少年法
- 戸籍法
- 障害者基本法, 障害者差別解消法
- 児童虐待防止法
- 教育基本法

II. 児童売買等選択議定書

- 児童買春, 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童買春・児童ポルノ禁止法)
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 (出会い系サイト規制法)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (風営適正化法)

I. 児童の権利条約

●少年院法，少年鑑別所法

旧少年院法については，1948年に施行されて以来，抜本的な見直しがなされておらず，在院者の権利義務関係や職員の権限が明確でなく，少年鑑別所については数か条を置くのみなどの問題があったことから，これを全面的に改正し，少年院，少年鑑別所の機能を十分に発揮できるような法的基盤整備を図り，2014年6月4日に新少年院法及び少年鑑別所法が制定され，2015年6月1日施行された。

（新たな法律の要点）

- ① 少年鑑別所についての独立した法律を制定
- ② 再非行防止に向けた取組の充実（矯正教育の基本的制度の法定化，社会復帰支援の実施，少年鑑別所の機能の強化）
- ③ 適切な処遇の実施（少年の権利義務関係・職員の権限の明確化，保健衛生・医療の充実，不服申立制度の整備）
- ④ 社会に開かれた施設運営の推進（施設運営の透明性の確保）等である。

これにより，矯正施設に收容される少年の権利について，一層の推進がなされることとなった。

（処遇）

少年院においては，個々の在院者の性格，年齢，経歴，心身の状況及び発達
の程度，非行の状況，家庭環境，交友関係等の事情を踏まえ，その者の最善の
利益を考慮して，その特性に応じた処遇を行うものとされている（少年院法第
15条）。

少年鑑別所においては，在所者の観護処遇に当たっては，懇切にして誠意の
ある態度をもって接することにより在所者の情操の保護に配慮するとともに，
その者の特性に応じた適切な働き掛けを行うことによりその健全な育成に努め
ることとされている（少年鑑別所法第20条）。

（身体的及び心理的暴力等の防止）

- ・少年院及び少年鑑別所の規律及び秩序を適正に維持するために執る措置は，「そのために必要な限度を超えてはならない」（少年院法第83条第2項，少年鑑別所法第72条第2項）こと
- ・少年院において「懲戒は，反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはな

らない」(少年院法第113条第3項)こと、

・ 謹慎を付するに当たっては、その者の健康状態について医師の意見を聴取しなければならないこと(同法第119条第3項など)

などが規定された。

(苦情の申出制度)

少年院又は少年鑑別所に收容される在院者又は在所者に対しては次のような救済の申出及び苦情の申出制度が整備された(少年院法第120条から第132条、少年鑑別所法第109条から第122条)。

- ① 施設の長の措置その他自己が受けた処遇(身体に対する有形力の行使を含む)について苦情がある者は、書面で法務大臣に対し、救済を求める申出をすることができる。
- ② 施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、監査官又は施設の長に対し、苦情の申出をすることができる。
- ③ 施設の長の指名を受けた職員は、在院者又は在所者に対し、救済の申出に関する相談に応じるものとする。

(私生活の保護)(一部少年法および刑事收容施設法の規定を含む)

・ 少年鑑別所では、観護処遇上又は鑑別上共同室に收容することが適当と認められる場合を除き、できる限り、単独室に收容することとしている(少年鑑別所法第26条)。

・ 少年院に入院した少年は、入院当初は個室に收容され、落ち着いた環境の中で心身の状況等の身上に関する調査を行い、個々の少年の特性に応じた教育計画が作成される。その後、集団室での処遇に移行する機会が多いが、その場合においても、計画的に単独室に收容することとしている。

・ 刑事施設に收容された少年については、少年法上、成人の被收容者と分離する必要があるため、単独室に收容することとしているほか、少年のみで集団室に收容する場合にも、その者の犯罪内容、性格、年齢等を考慮して同一室に收容する者を決定するなど、各処遇場面において配慮している。

・ また、これらの施設においては、日常生活に必要な物品が給貸与されるとともに、必要に応じ、室内装飾品が給貸与されるほか、一部の嗜好品が支給され、規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合並びにその健全な育成を著しく妨げるおそれがある場合を除き、自弁の物品の使用もできるなど(刑事收容施設法第40条、第41条、少年院法第60条、第61条、少年鑑別所法第41条、第42条)、少年の人権に配慮し、その尊厳及び価値を十分に尊重した環境を用意することにより、少年の私生活の保護に努めている。

(父母からの分離)

少年鑑別所においては、少年と保護者等との面会及び信書の発受は、刑事訴訟法の定めるところにより面会等が許されない場合を除き、許すものとされている(少年鑑別所法第80条、第92条)。面会の実施に当たっては、職員が立ち会う、又はその面会の状況を録音もしくは録画できることとなっているが、一定の要件下で、立会人なしでの面会も可能である(同第81条1項)。

少年院においては、保護者との面会、信書の発受は院内の規律及び秩序を害する結果を生じ又は少年の矯正教育の適切な実施に支障を生ずるおそれがない限り、許すものとされている(少年院法第92条、98条)。保護者との面会、信書の発受については、少年が自己の問題性を克服し、円滑に社会復帰するために重要な意味を有するものであることから、必要と認めるときは、助言・援助を行うなどして、良好な関係を築くよう努めている(同第108条)。各少年院には面会室が設けられているが、家族との交流を図る上で、室内の設備等に配慮するだけでなく、面会室以外の適切な場所においても面会させる等環境面でも十分配慮を行っている。例えば、施設によっては、家庭寮を用いた宿泊面会を実施している(同第97条)。また、面会に当たっては、これを有益に指導するため、職員が立会することとなっている(同第93条)が、個人のプライバシーを十分に尊重した上で、ファミリーカウンセリングの機会、少年の保護関係調整、出院後の生活設計等を行うための有効な機会となるよう専門的知識を有した職員が細かい配慮を行い、家族との接触の場が有意義になるよう努めている。

●刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

2006年5月、監獄法のうち受刑者処遇に関する規定を改正した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行された。さらに、未決拘禁者等の処遇についても改正され、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」として2007年6月に施行された。これにより、刑事施設に収容されることとなる少年を含む被収容者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な処遇を行う法的基盤が整備された。

(不服申立制度)

刑事施設に収容される被収容者に対しては次のような不服申立制度が整備された(刑事収容施設法第157条から第170条)。

①刑事施設の長の措置に不服がある者は、矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができることとし、その申請の裁決に不服がある者は、法務大臣に対

し、再審査の申請をすることができる。②被收容者は、職員による身体に対する違法な有形力の行使等があったときは、矯正管区の長に対し、その事実を申告することができることとし、その申告に係る事実の有無についての確認の結果等に不服があるときは、法務大臣に対し、その事実を申告することができる。③被收容者は、自己が受けた処遇について、法務大臣、監査官及び刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができる。

（父母からの分離）

刑事施設に收容されている少年についても、原則として親族との面会及び信書の発受は許されている（刑事收容施設法第111条、第126条）。懲役受刑者の面会回数及び信書の発信回数等に関しては、刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限をすることができる（同法第114条第1項、同法第130条第1項）とされているが、一方で、面会回数は一月につき二回、発信は一月につき四通を下回ってはならない（同法第114条第2項、130条第2項）とされており、未決拘禁者に対しては、面会回数は一日につき一回、発信は一日につき一通を下回ってはならないこととされている（同法第118条第5項）。

●家事事件手続法

（児童の意見の尊重）

2011年5月に成立し、2013年1月に施行された家事事件手続法は、意思能力のある子には、子が影響を受ける家事事件において自ら手続行為をすることを認めており（第151条第2号、第168条第3号等、第118条）、相当な場合には家庭裁判所が職権で子を手続に参加させ（第42条第3項）、弁護士を子の手続代理人に選任することを可能にし、（第23条）、また、適切な方法により子の意思を把握するよう努め、子の年齢及び発達の程度に応じて、子の意思を考慮しなければならないとしている（第65条）。

（父母からの分離）

子の親権者又は監護者の指定・変更及び親権の喪失・停止等の手続は、子やその親族等の申立てにより、民法、家事事件手続法及び家事事件手続規則に従って、家庭裁判所で行われる。その際に、子及び子の親権者等の親族は、これらの手続に参加することができる（家事事件手続法第41条第1項、第42条第1項、第2項）。また、家庭裁判所が親権喪失や親権停止等の審判を行う場合には、子の親権者の陳述を聞かなければならない（同法第169条第1項第1号等）。さらに、家庭裁判所が親権者の指定・変更や子の監護者の指定等の審判

を行う場合に、子が満15歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならず（同法第152条第2項、第169条第1項第1号等）、子が15歳未満である場合であっても、適切な方法により子の意思の把握に努め、審判をするにあたり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないとされている（同法第65条）。このように、子の親権者又は監護者の指定・変更及び親権の喪失・停止等の手続においては、関係当事者が手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会が与えられている。

●犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則 （矯正施設の長による仮釈放の申出に係る審査）

矯正施設の長は、仮釈放及び仮退院を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査を行わなければならない（犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則第9条）、その審査は本人の法定期間の末日（法令上仮釈放・仮退院を許すことができる日）までに行い、その後も少なくとも6か月ごとに審査を行わなければならないこととなっており（同第11条第1項）、仮退院の審査は、少年院での処遇の最高段階に達したときや、仮退院許可の基準に該当する見込みがあると認めるときに行わなければならないこととなっており（同第11条第2項）、これに従って申出の適否について定期的な見直しを行っている。なお、仮釈放・仮退院の申出に係る審査に当たり、必要があるときは、外部の協力者、外部の精神医学、心理学等の専門家、裁判官、検察官の意見を求めることとし（同第10条）、その適正な運用を確保している。

●少年法

（死刑と無期刑の緩和）

我が国の少年法第51条は、「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期刑を科する。罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、無期刑をもって処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。」と規定している。すなわち、死刑の最低年齢は、犯行時18歳以上である。

（少年司法の運営）

刑による人の資格の制限に関し、少年のとき犯した罪により刑に処せられた者については、その可塑性・教育可能性を考慮して、早期にその制限の適用を受けないものとされている（少年法第60条）。

また、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴

を提起された者については、その者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事等を出版物に掲載することが禁止されている（少年法第61条）。

●戸籍法

（戸籍の謄抄本）

戸籍の謄抄本の交付請求をする者は、請求の際に身分証明書を提示し、本人と一定の親族関係がある場合を除き、請求事由を明らかにしなければならない（戸籍法第10条の2第1項、第10条の3第1項）。

市町村長は、請求事由が正当なものと認められないときには、戸籍の謄抄本の交付を拒み、第三者が不法に児童の身元関係事項を取得することを防止している。

また、2008年5月から、不法に戸籍謄抄本等の交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなり（同法第133条）、第三者が不法に児童の身元関係事項を取得することに対する制裁が強化されている。

●障害者基本法、障害者差別解消法

（差別の禁止）

障害者権利条約の障害に基づく差別の禁止に係る規定の趣旨を踏まえ、2011年に障害者基本法を改正し、基本原則として、障害を理由として差別することその他の権利利益を侵害することを禁止するとともに、障害者への差別とならないよう、障害者が個々の場合において社会的障壁の除去を必要とするときは、その負担が過重でない場合には、その障壁を除去するための措置が実施されるに当たり、合理的な配慮がされなければならない旨規定した。（第4条第1項、第2項）

また、障害者基本法第4条の規定を具体化するものとして、2013年に障害者差別解消法が成立し、2016年4月に施行された。同法では、「障害を理由とする差別の禁止」として、行政機関等及び事業者に対し、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより障害者の権利利益を侵害することを禁止するとともに、障害者が個々の場合において社会的障壁の除去を必要とするときは、その負担が過重でない場合には、障害者の権利利益を侵害しないよう、その障壁を除去するための措置が実施されるに当たり、合理的な配慮をしなければならない（事業者に対しては、合理的な配慮をするように努めなければならない）旨を規定している。（第7条、第8条）

●児童虐待防止法

(虐待の定義)

児童虐待防止法第2条にて、児童虐待の定義を以下のとおり明確化し、これを禁じている。

- ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

また、2016年6月に児童虐待防止法を改正し、親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記した。

●教育基本法

第3回政府報告パラグラフ25に記載の通り、2006年12月に教育基本法を改正した。教育基本法(2006年改正)第1条において、引き続き、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」としているところである。

改正教育基本法第1条の目的を実現するため、教育基本法第2条において教育の目標を、新たに次の通り定めている。

第一号 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

第二号 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

第三号 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

第四号 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

第五号 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する

とともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。これらは、児童の権利条約第29条第1項各号に掲げる方向性と合致しており、児童の権利条約により資すると考える。

なお、最終見解パラグラフ5（e）において、「2010年の教育基本法の改正」と記載されているが、本法は2010年には改正されておらず、2006年の改正のことであると考えられる。

Ⅱ. 児童売買等選択議定書

●児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春・児童ポルノ禁止法）

この改正により、何人も性的搾取や性的虐待に係る行為をしてはならないという理念を宣言する規定（第3条の2）が改めて設けられたほか、児童ポルノの需要側をも処罰するという趣旨で、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持する罪が犯罪化され（第7条第1項）、更には盗撮による児童ポルノ製造罪も新たに罰則として設けられた（第7条第5項）。

また、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策が強化された（第16条の2）。これにより、児童養護施設等には、一定の場合には心理療法担当職員を置くこととしており、性的被害児童に対し心のケアを実施している。

●インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）

2008年6月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が改正され、同年12月からすべての規定が施行された。同改正では、届出制の導入、事業停止命令の創設、欠格事由・事業廃止命令の創設、児童に係る誘引情報の削除措置を定め、出会い系サイト事業者に対する規制が強化された。また、民間団体が行う児童利用防止活動の促進やフィルタリングの普及に係る努力義務について定め、児童による利用の防止措置が強化された。

●風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営適正化法）

風営適正化法は、風俗営業等を営む者に対して「営業所で18歳未満の者に客の接待をさせること」及び「営業所で午後10時から翌日の日出時までの時間において18歳未満の者を客に接する業務に従事させること」を禁止するとともに、性風俗関連特殊営業を営む者に対して「営業所で18歳未満の者を客に接する業務に従事させること」を禁止するなど、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止している。（了）